

# 資料編

# 資料1 読書についてのアンケート調査

※「読書についてのアンケート調査報告書」（平成26年9月）より抜粋

## 1 調査概要

### (1) 調査対象者

調査対象者	対象者数(校数)	回収数	回収率
① 市立小学校の児童(4年生・5年生・6年生)	1,231人(7校)	1,118	90.8%
② 市立中学校の生徒(全学年)	1,294人(10校)	1,243	96.1%
③ 市立高等学校の生徒(全学年)	1,200人(2校)	1,148	95.7%
④ 市立小学校の児童の保護者(1年生・2年生・3年生)	1,242人(6校)	896	72.1%
⑤ 園児の保護者と一般市民	2,192人(14園)	814	37.1%
総計	7159人	5,219	72.9%

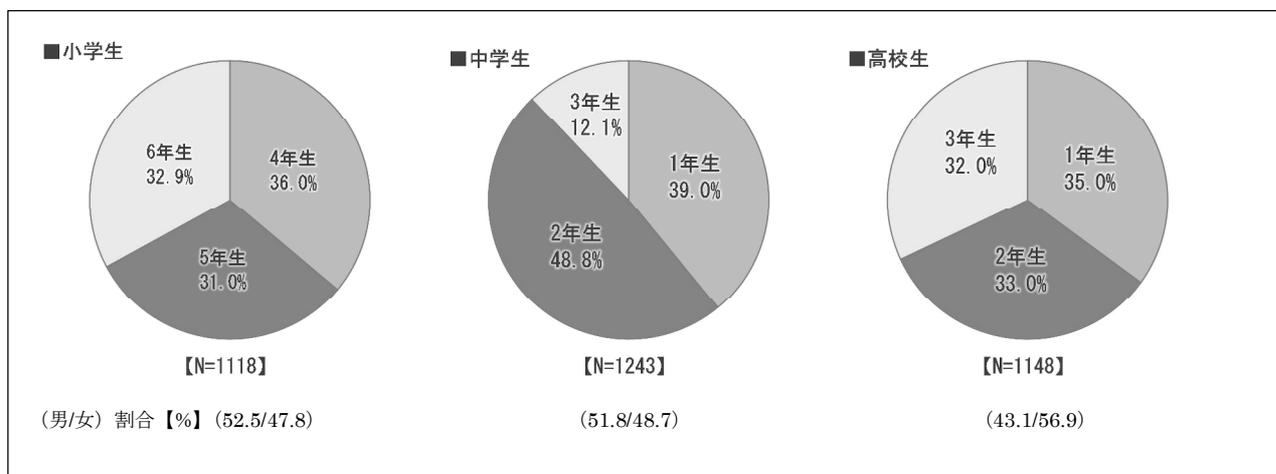
### (2) 調査期間

平成26年7月中旬～7月末

## 2 調査結果

### (1) 小学生・中学生・高校生調査

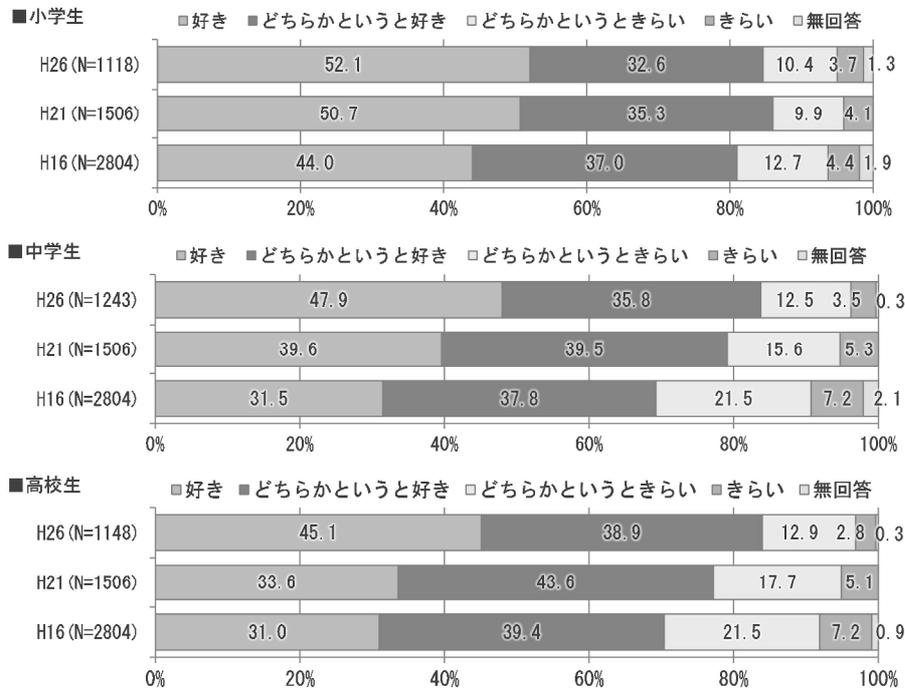
#### 【回答者の属性】



# 1 読書の好き嫌いなどについて

## ○ 読書の好き嫌いについて

問 あなたは読書が好きですか。(単数回答)

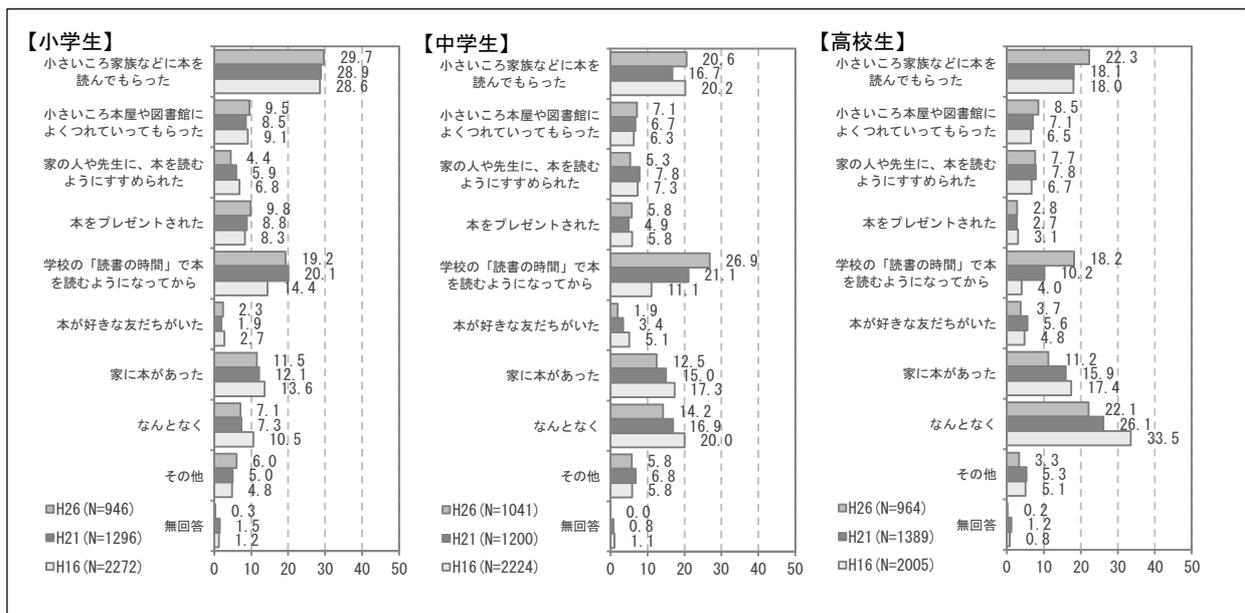


## ○ 読書が好きになった理由

問 なぜ本を読むことが好きになったか、当てはまると思う順に2つまで選んでください。

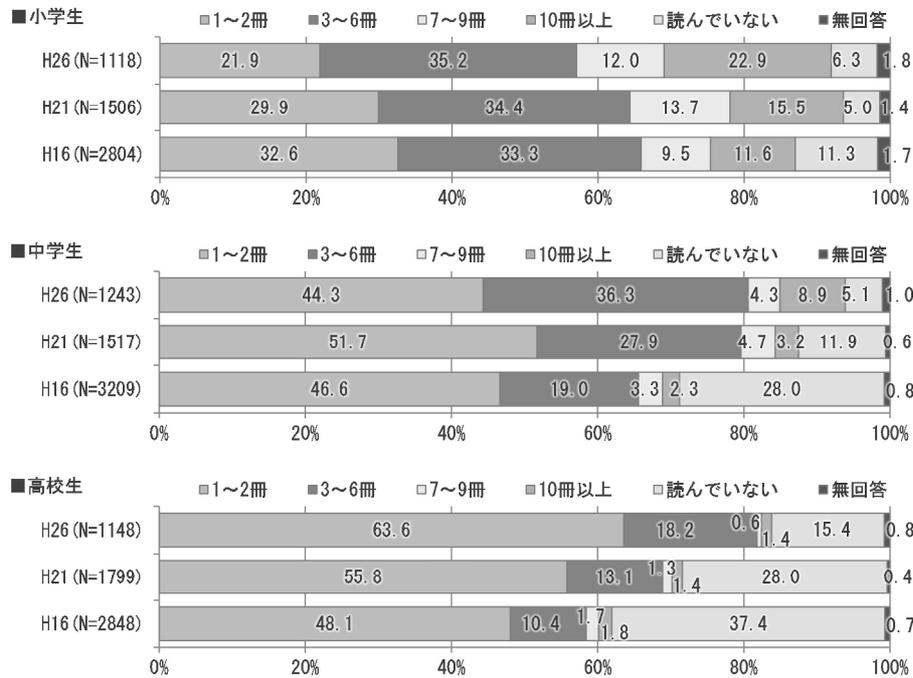
(各単数回答)

(グラフは1番目として選んだものを掲載)



## ○ 最近1カ月の読書量

問 最近1カ月の間に何冊くらい本を読みましたか。(単数回答)

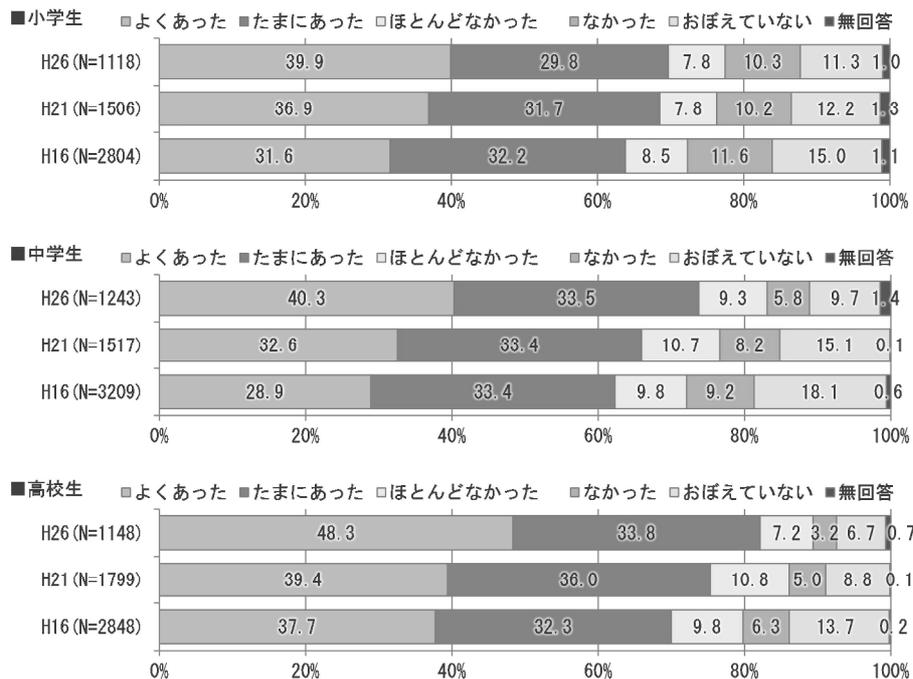


※注：H21年およびH16年調査結果は「7~9冊」の項目に「7~10冊」が、「10冊以上」の項目には「11冊以上」の回答率が掲載されている。

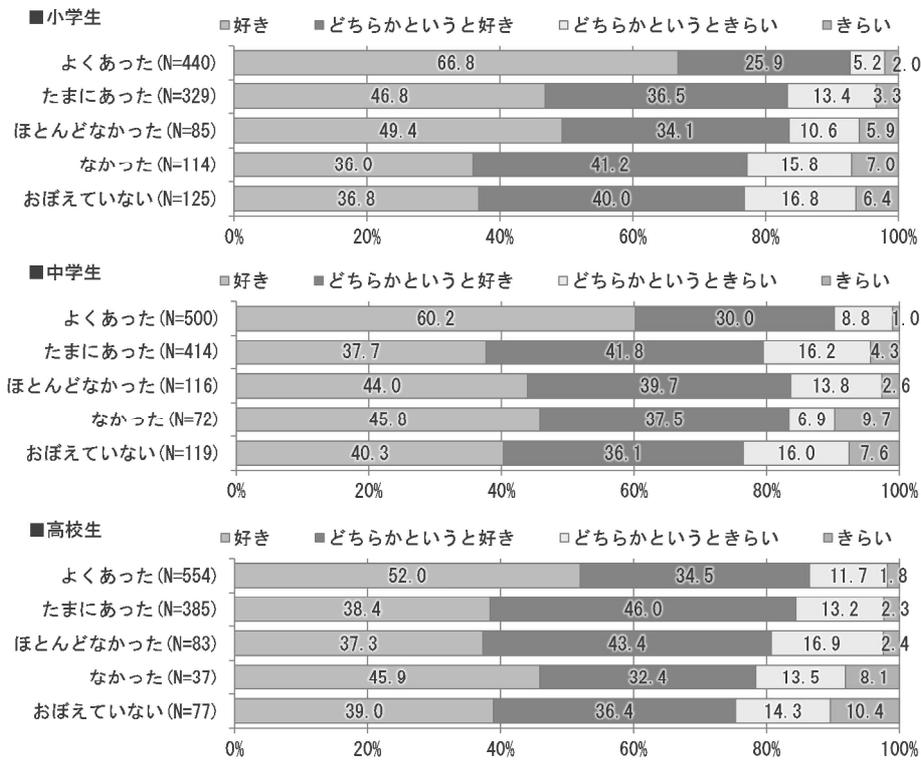
## 2 小さい頃の体験について

### ○ 読み聞かせを受けた体験

問 小さい頃、家族や近所のおとなの人に本を読んでもらったことがありましたか。(単数回答)



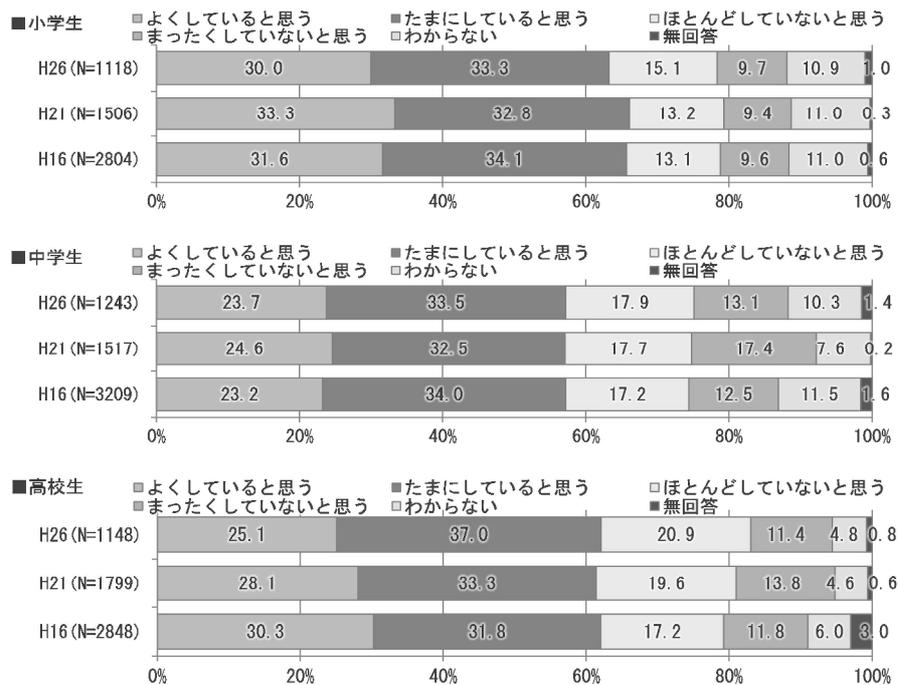
### ○ 読書の好き嫌いとの関係



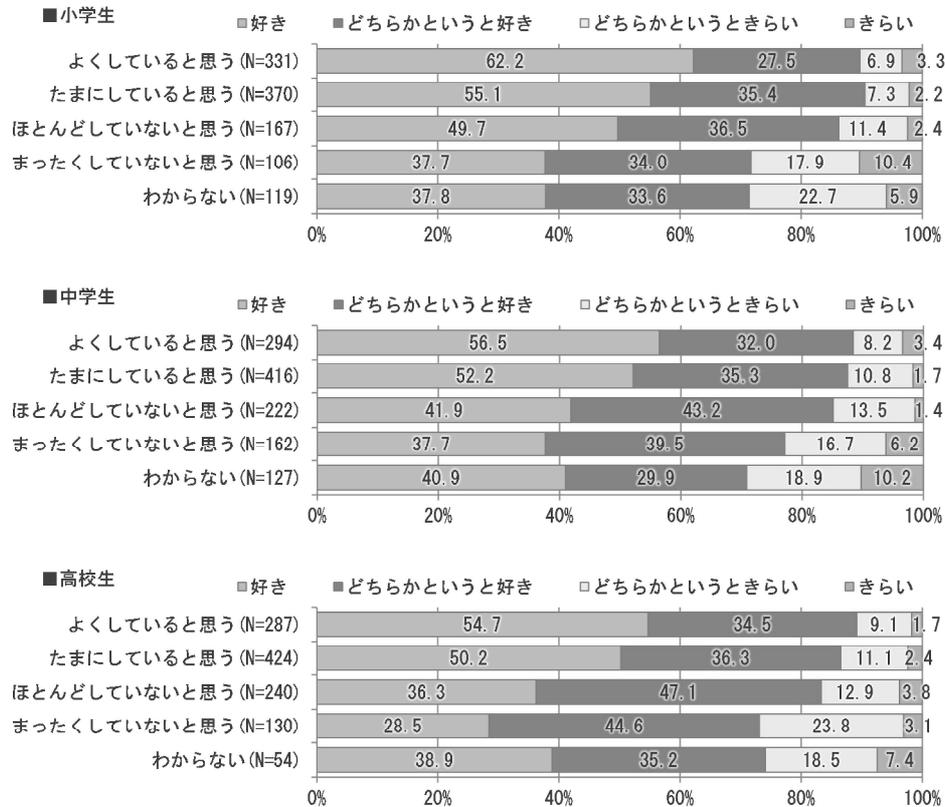
## 3 家での読書などについて

### ○ 家族の読書状況

問 あなたの家族は、よく読書をしていると思いますか。(単数回答)

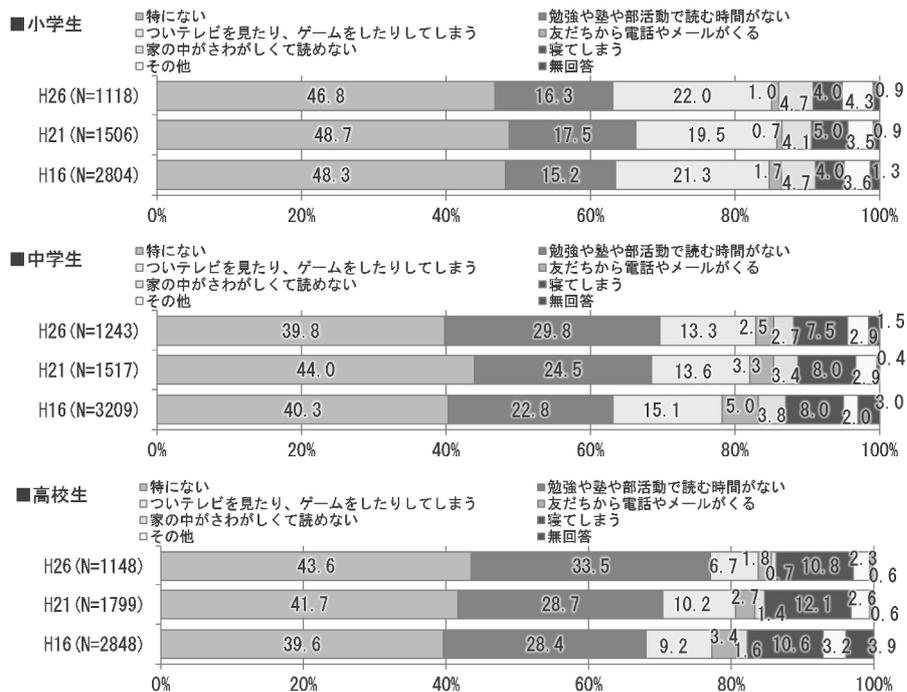


## ○ 読書の好き嫌いとの関係



## ○ 家で読書をしたいと思うときに困ること

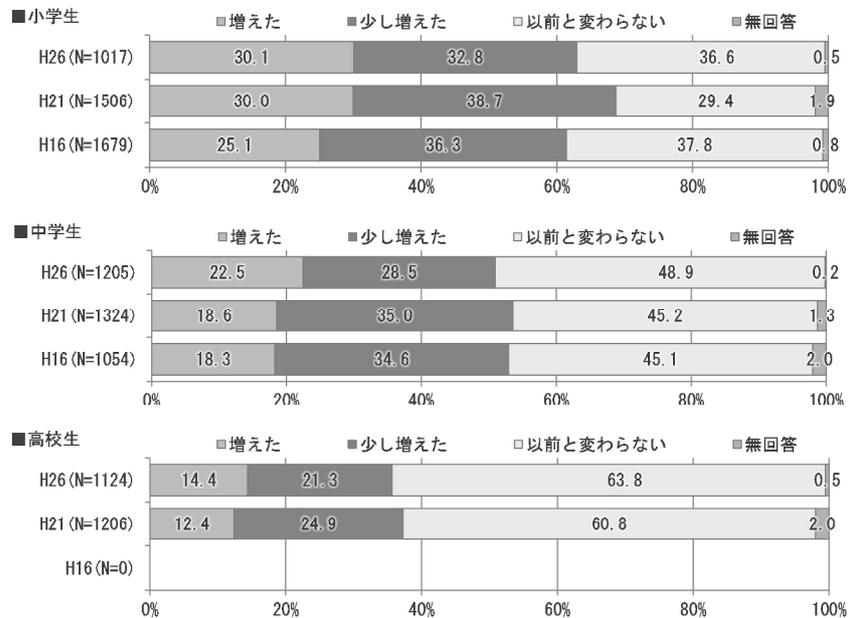
問 家で読書をしたいと思うときに、何か困ることがありますか。(単数回答)



## 4 学校での読書について

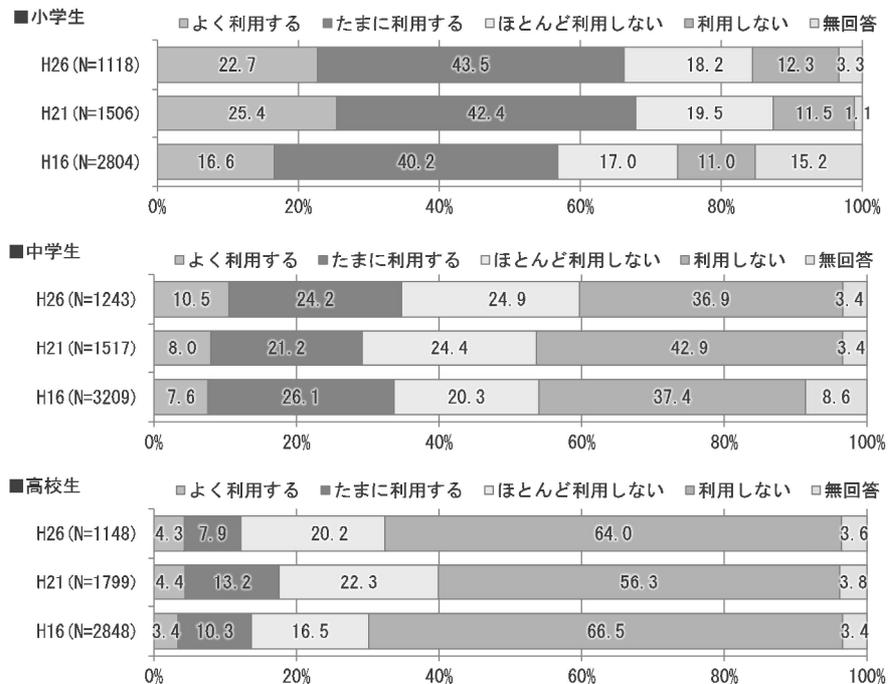
### ○ 「読書の時間」の効果

問 「読書の時間」がきっかけとなって、家などでも本を読むことが増えましたか。(単数回答)



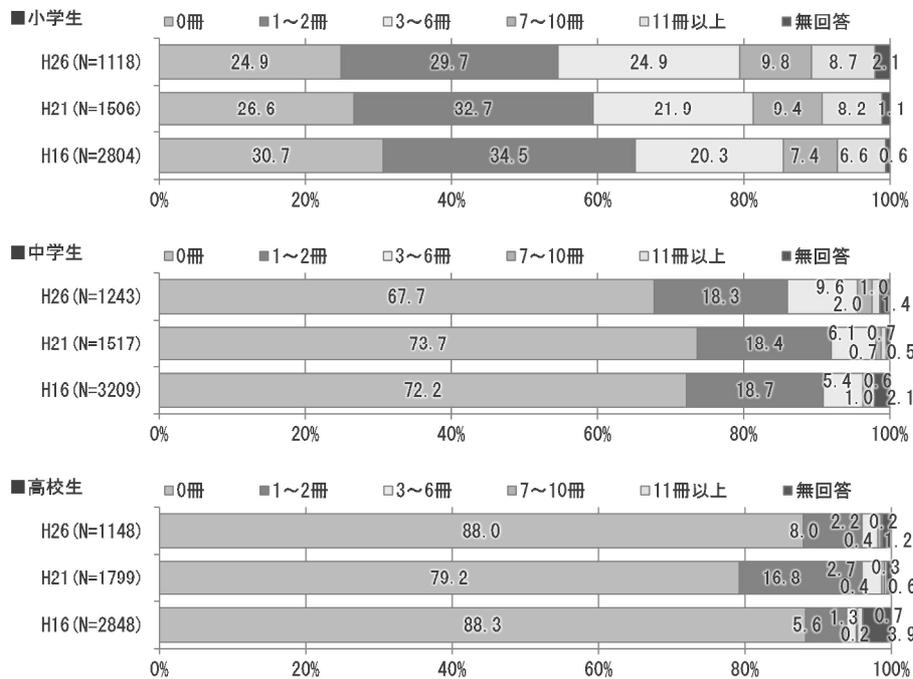
### ○ 学校の図書館の利用状況

問 あなたは学校の図書館を、授業以外でよく利用しますか。(単数回答)



○ 1カ月に借りる本の量

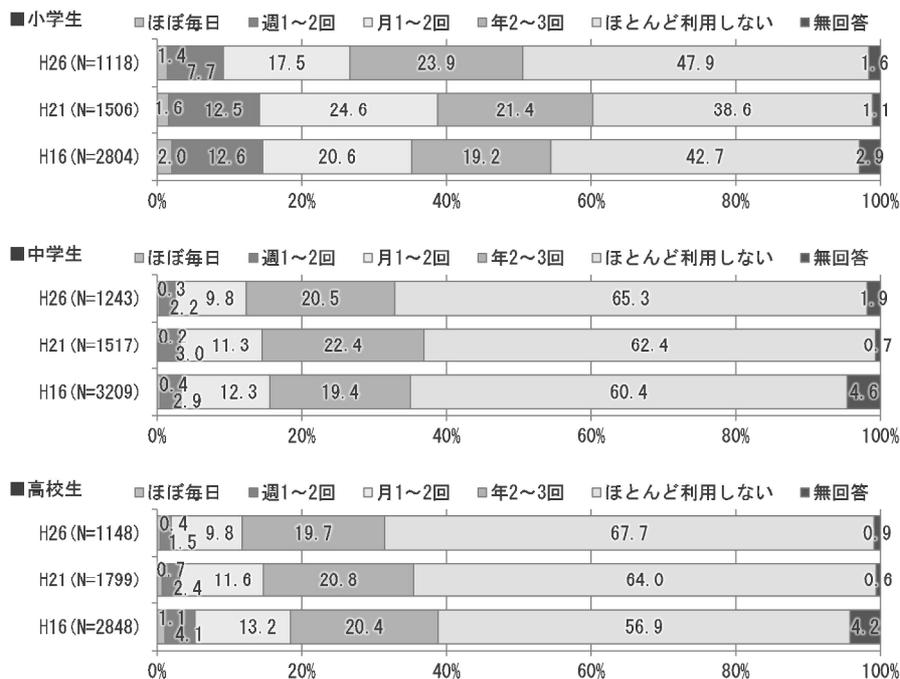
問 あなたは学校の図書館で、1カ月に平均するとどれくらいの本を借りますか。(単数回答)



5 公共の図書館の利用状況

○ 公共の図書館の利用頻度

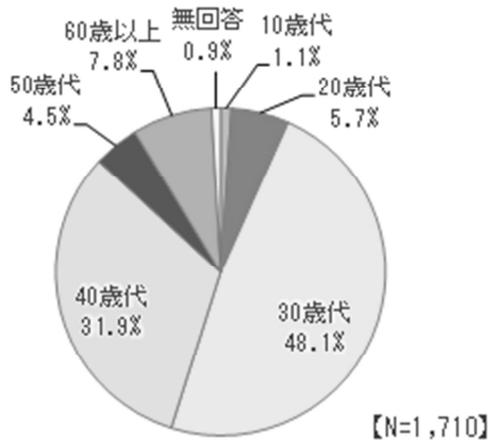
問 あなたは、公共の図書館をどのくらい利用していますか。(単数回答)



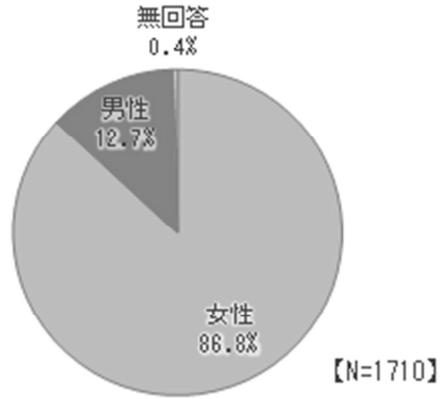
(2) 一般市民調査

【回答者の属性】

■ 年齢構成



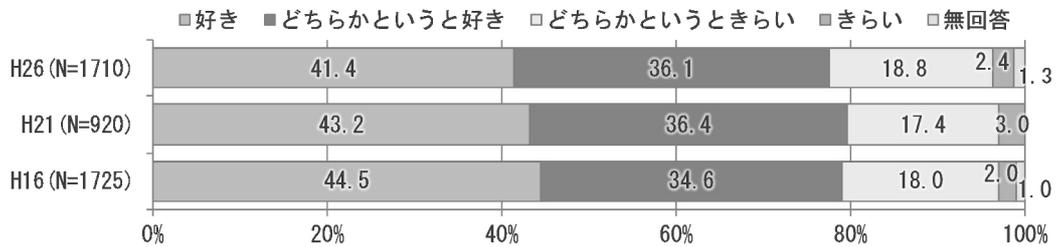
■ 性別構成



1 読書の好き嫌いなどについて

○ 読書の好き嫌いについて

問 あなたは読書が好きですか。(単数回答)

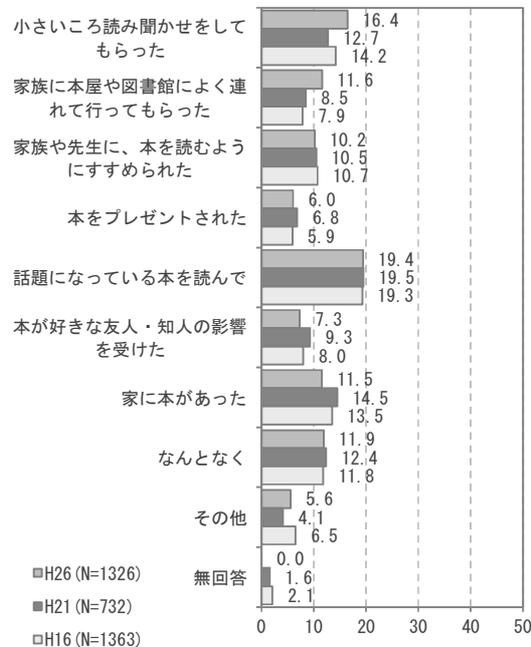


○ 読書が好きになった理由

問 なぜ本を読むことが好きになったか、あてはまると思う順に2つまで選んでください。

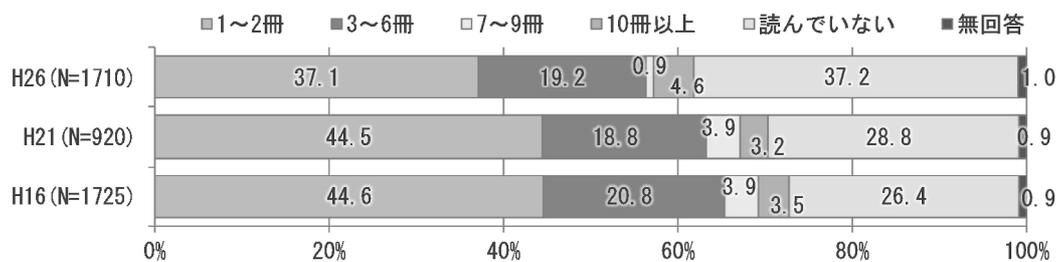
(各単数回答)

(グラフは1番目として選んだものを掲載)



○ 1カ月の読書量

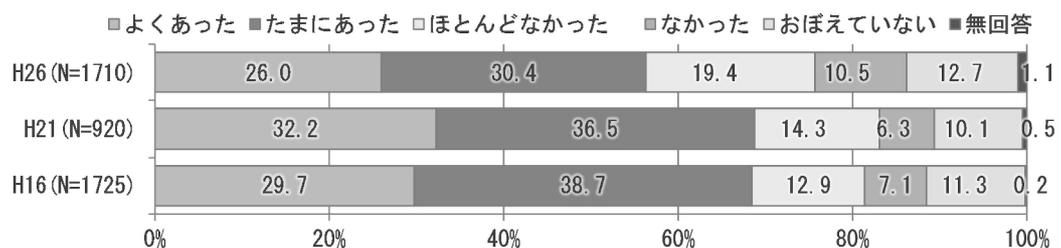
問 最近1カ月の間に何冊くらい本を読みましたか。(単数回答)



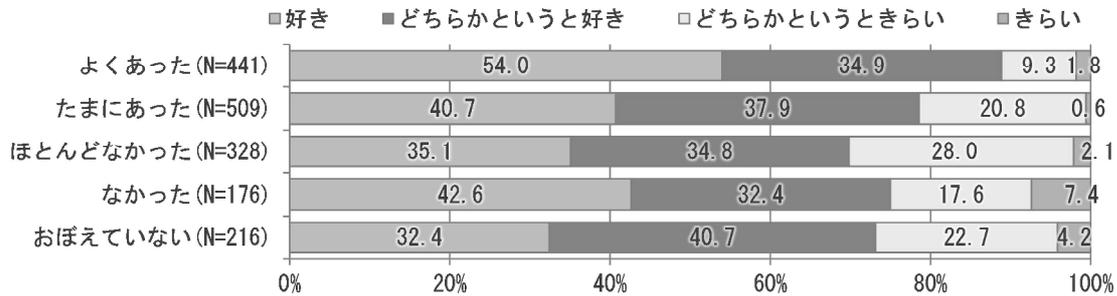
2 小さい頃の体験について

○ 読み聞かせを受けた体験

問 あなたは、小さい頃、家族に本を読んでもらったことがありましたか。(単数回答)



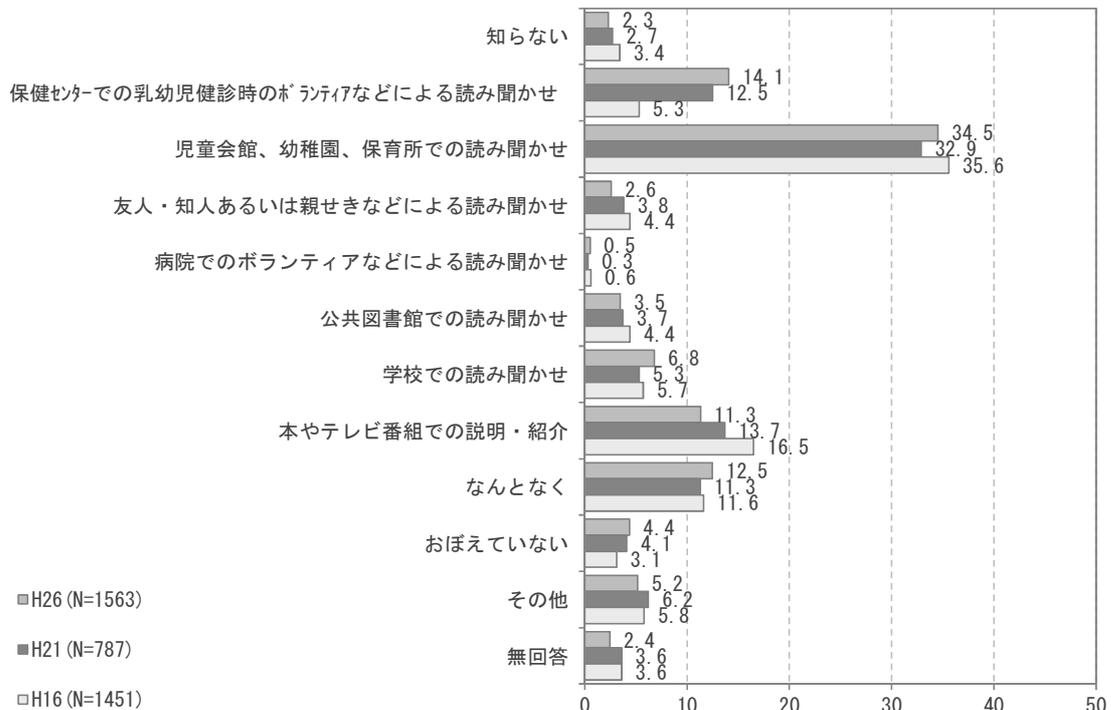
○ 読書の好き嫌いとの関係



3 子どもへの読み聞かせなどについて（※子どもがいる人のみ）

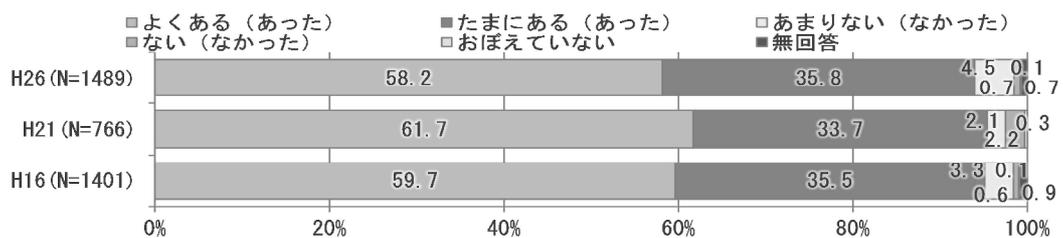
○ 読み聞かせを知ったきっかけ

問 あなたが、子どもへの「読み聞かせ」を具体的に知ったきっかけはなんですか。（単数回答）



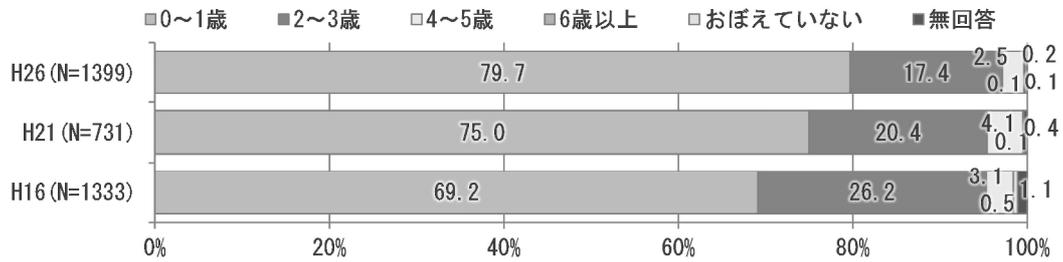
○ 自分の子どもに読み聞かせをした経験

問 あなたは、自分の子どもに本を読んであげた経験はありますか。（単数回答）



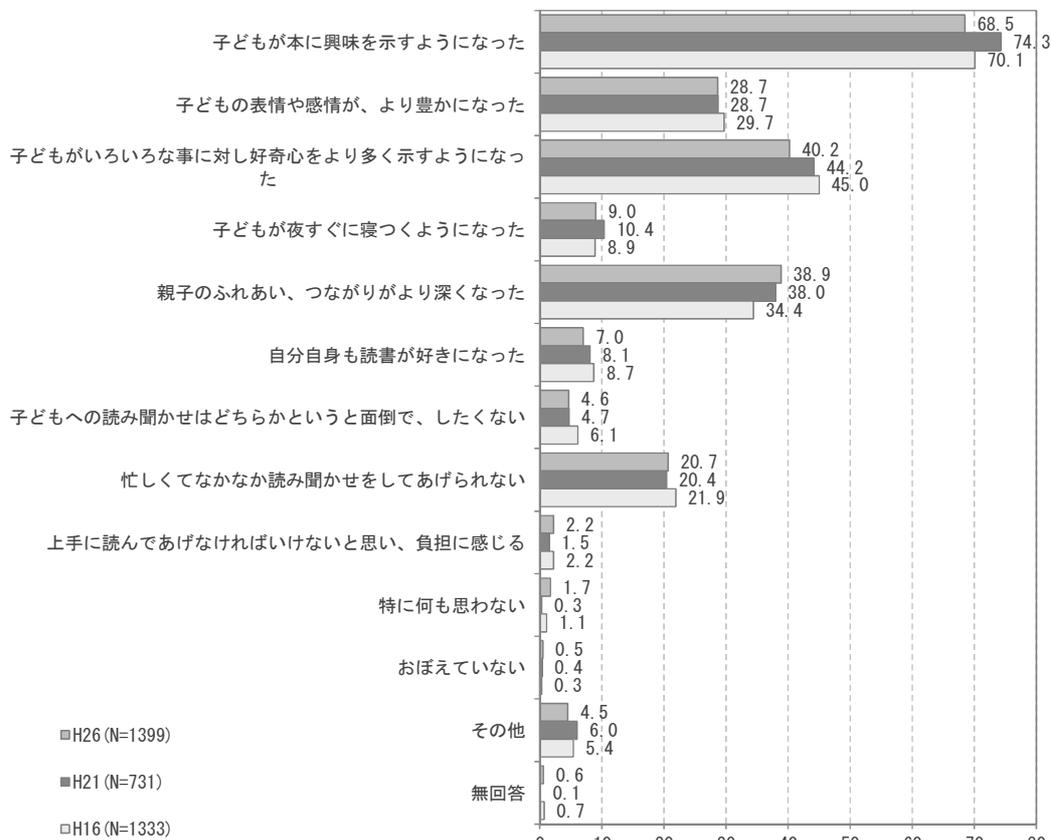
○ 子どもに初めて本を読んであげた時期

問 子どもに初めて本を読んであげたのは、お子さんが何歳くらいの時ですか。(単数回答)



○ 読み聞かせをして感じたこと

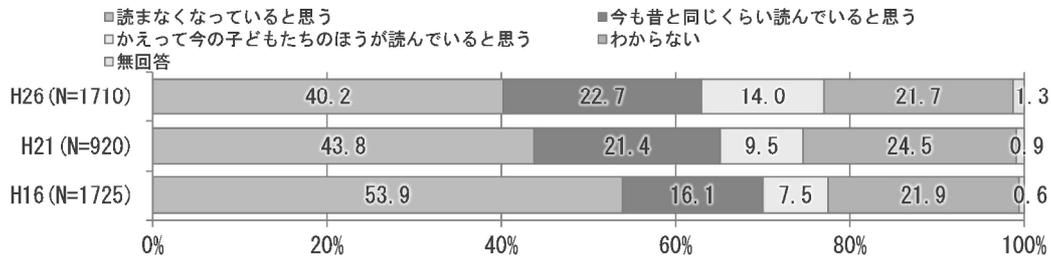
問 子どもへの「読み聞かせ」をしてみて、どのように感じましたか。あてはまると思うものを3つまで選んでください。(複数回答)



## 4 子どもの読書活動について

### ○ 最近の子どもの「読書ばなれ」について

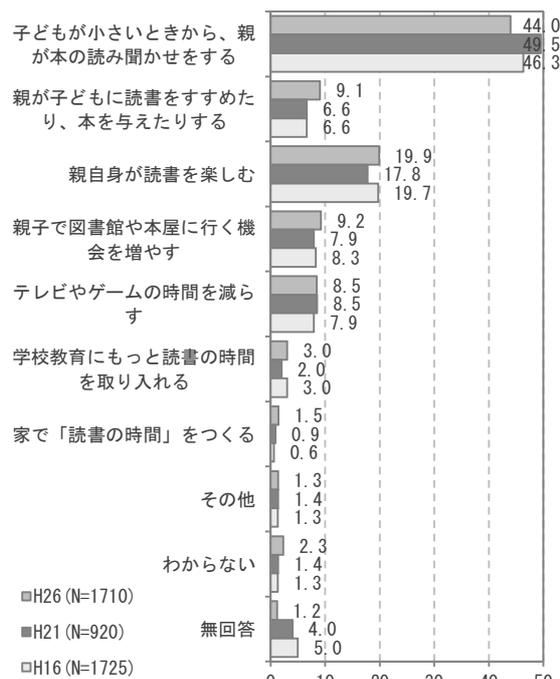
問 あなたは昔に比べて、今の子どもたちが本を読まなくなっていると思いますか。(単数回答)



### ○ 子どもがもっと本を読むようになるために

問 あなたは、どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思いますか。あてはまると思う順に3つまで選び、回答欄に番号を記入してください。(各単数回答)

(グラフは1番目として選んだものを掲載)



## 資料2 取組項目一覧

基本方針	事業番号	新規☆	取組項目	所管部	区分	頁
1-1	1		絵本とふれあう機会の充実	保)保健所 子)子育て支援部	家庭・地域	16
1-1	2		子育てサロンや保育所開放における読書活動	子)子育て支援部	家庭・地域	16
1-1	3		乳幼児・保護者向け読書活動 (乳幼児・保護者向け行事の実施)	教)中央図書館	図書館	17
1-1	4	☆	乳幼児・保護者向け読書活動 (年齢に応じたサービスプログラムの開発)	教)中央図書館	図書館	17
1-1	5	☆	幼稚園・保育所などの団体利用	教)中央図書館	図書館	17
1-1	6		絵本の読み聞かせの実施	子)子育て支援部 教)学校教育部	幼稚園 保育所	17
1-1	7		保護者向け講座・講習会の開催	教)学校教育部	幼稚園 保育所	17
1-1	8		おすすめ絵本の紹介や貸出の実施	子)子育て支援部	幼稚園 保育所	17
1-2	9		児童会館における読書活動	子)子ども育成部	家庭・地域	18
1-2	10		開放図書館における読書活動	教)生涯学習部	家庭・地域	18
1-2	11		小学生向け読書活動	教)中央図書館	図書館	18
1-2	12	☆	小学校への支援	教)中央図書館	図書館	18
1-2	13		読書に親しむ機会の充実	教)学校教育部	学校	18
1-2	14		子ども向け優良図書の情報提供	教)学校教育部	学校	19
1-2	15		図書館モデル公開授業	教)学校教育部	学校	19
1-3	16		中学・高校生向け読書活動	教)中央図書館	図書館	20
1-3	17	☆	中学校への支援	教)中央図書館	図書館	20
1-3	18	☆	学校司書の配置	教)学校教育部	学校	20
1-3	19		中学校・高等学校図書委員会(図書局)による特色ある取組発表	教)学校教育部	学校	21
2	20		子ども読書チャレンジプロジェクト	教)中央図書館	全体	22
2	21		家庭読書の普及・啓発	教)中央図書館	家庭・地域	22
2	22		全館特別行事の実施	教)中央図書館	図書館	23
2	23	☆	「デジタルネイティブ世代」への普及・啓発	教)中央図書館	図書館	23
2	24		図書館情報の発信(キッズページによる情報発信)	教)中央図書館	図書館	24
2	25	☆	図書館情報の発信(中学・高校生向けページの開設)	教)中央図書館	図書館	24
2	26	☆	図書館情報の発信(教員・学校司書向け情報発信)	教)中央図書館	図書館	24

基本方針	事業番号	新規	取組項目	所管部	区分	頁
3-1	27		読み聞かせボランティアの研修	保)総務部	家庭・地域	25
3-1	28		児童会館の図書充実	子)子ども育成部	家庭・地域	25
3-1	29		絵本基金「子ども未来文庫」事業	子)子育て支援部	家庭・地域	25
3-1	30		学校図書館の地域開放の促進	教)生涯学習部	家庭・地域	26
3-2	31	☆	(仮称) 絵本図書館の設置	教)中央図書館	図書館	26
3-2	32		絵本・児童書の充実	教)中央図書館	図書館	27
3-2	33	☆	さっぽろデジタル絵本事業	教)中央図書館	図書館	27
3-2	34		障がいのある子どもたちへのより充実した対応	教)中央図書館	図書館	27
3-2	35		図書資源ネットワークの活用	教)生涯学習部 教)中央図書館	図書館 学校	27
3-2	36		職員に対する研修の実施	教)中央図書館	図書館	27
3-2	37		外国語の絵本・児童書の収集及び多文化理解の促進	教)中央図書館	図書館	27
3-2	38		再利用図書の無償譲渡	教)中央図書館	図書館	27
3-3	39		幼児用絵本の共同利用	教)学校教育部	幼稚園 保育所	28
3-3	40		教員や保育士に対する研修の実施	子)子育て支援部 教)学校教育部	幼稚園 保育所	28
3-3	41		学校図書館の図書整備の推進	教)生涯学習部	学校	29
3-3	42		寄託図書の充実	教)生涯学習部	学校	29
3-3	43		図書館活用授業研究の実践	教)学校教育部	学校	29
3-3	44		学校図書館アドバイザーの派遣	教)学校教育部	学校	29
3-3	45		学校図書館ボランティアの派遣	教)学校教育部	学校	29
3-3	46		特別な教育的支援を必要とする子どもへの読書活動の支援	教)学校教育部	学校	29
3-3	47		司書教諭をはじめとした教職員に対する研修の実施	教)学校教育部	学校	30
3-3	48		児童生徒の読書に関する実態の把握	教)学校教育部	学校	30
3-4	49		図書館とボランティア団体との連携	教)中央図書館	図書館	30
3-4	50	☆	図書館と幼稚園・保育所との連携	教)中央図書館	図書館	30
3-4	51		図書館と学校との連携	教)学校教育部 教)中央図書館	図書館 学校	30
3-4	52		図書館と他の図書館との連携	教)中央図書館	図書館	31
3-4	53		図書館と大学・研究機関との連携	教)中央図書館	図書館	31
3-4	54		図書館及び学校と文字・活字文化の担い手との連携	教)学校教育部 教)中央図書館	図書館 学校	31
3-4	55		学校と研究機関等との連携	教)学校教育部	学校	31
3-4	56		学校と地域書店との連携	教)学校教育部	学校	31
3-4	57		障がいのある子どもたちへのより充実した対応の研究	教)中央図書館	全体	31

### 資料3 策定経過

日 程	市・市教委の動き	市民・関係団体からの意見聴取
平成26年6月12日	子どもの読書活動推進計画策定会議WG会議	
平成26年7月3日	子どもの読書活動推進計画策定会議委員・幹事会	
平成26年7月	事業調査	
平成26年7月		読書についてのアンケート調査
平成26年9月25日		子どもの読書を考える市民会議（第1回）
平成26年9～10月		小・中・高校生との意見交換会（全8回）
平成26年10月22日		図書館協議会
平成26年10月24日	教育委員会会議	
平成26年10月31日		子どもの読書を考える市民会議（第2回）
平成26年11月22日		読書を考える子ども市民会議
平成26年12月17日		子どもの読書を考える市民会議（第3回）
平成27年1月14日	子どもの読書活動推進計画策定会議WG会議	
平成27年1月23日		子どもの読書を考える市民会議（第4回）
平成27年2月25日	子どもの読書活動推進計画策定会議幹事・WG合同会議	
平成27年3月10日		子どもの読書を考える市民会議（第5回）
平成27年3月26日		図書館協議会
平成27年5月19日	関係課長会議（兼策定会議幹事会）	
平成27年6月12日	教育委員会会議	
平成27年6月18日		図書館協議会
平成27年6月19日	関係部長会議（兼企画調整会議幹事会）	
平成27年7月10日	教育委員会会議	
平成27年8月25日	企画調整会議	
平成27年9月17日		市議会文教委員会報告
平成27年10月1日～30日 パブリックコメント、キッズコメント実施		
平成27年11月10日	教育委員会会議	
策定・公表		

## 資料4 札幌市子どもの読書を考える市民会議

計画に広く市民の意見を反映させるため、「札幌市子どもの読書を考える市民会議」を設けました。この会議は、公募市民や学識経験者、関係団体の代表などによる会議で、それぞれの立場から子どもの読書活動推進について意見をいただきました。

### 1 委員名簿

区分	氏名	所属等
委員	おおはし みやこ 大橋 都	公募市民
副委員長	きむら よしこ 木村 佳子	札幌市学校図書館協議会副会長
委員	さわ えりこ 沢 英里子	公募市民
委員長	たけい あきや 武井 昭也	札幌国際大学教授
委員	つかだ としのぶ 塚田 敏信	藤女子大学図書館学課程非常勤講師
委員	つきた ひろや 附田 裕哉	札幌市学校図書館地域開放協議会事務局長
委員	なかがわら まさひろ 中川原 雅広	札幌市市立ひがしなえぼ幼稚園長
委員	ひらの みわこ 平野 美和子	札幌おはなしの会代表
委員	まるやま えみこ 丸山 恵美子	絵本読み聞かせの会「ペパーミント」代表
委員	やまもと あつこ 山本 淳子	公益財団法人 ふきのとう文庫理事

(五十音順、敬称略)

### 2 開催状況

回数	開催日	協議内容
第1回	平成26年9月25日	計画についての概要説明
第2回	平成26年10月31日	子どもの読書活動推進に関する施策について
第3回	平成26年12月17日	子どもの読書活動推進に関する施策について
第4回	平成27年1月23日	計画の全体像及び施策のまとめについて
第5回	平成27年3月10日	計画素案について

## 資料5 読書を考える子ども市民会議

計画に広く子どもの意見を反映させるため、小学生、中学生、高校生との意見交換の機会を設けました。

### 1 小・中・高校生との意見交換会

市立の小学校、中学校、高等学校から抽出した学校（小学校3校、中学校3校、高等学校2校）を中央図書館の職員が訪問し、各校の図書委員会（図書局）に所属する子どもと読書活動推進について意見交換をしました。

- (1) 実施時期 平成26年9月24日（水）～10月16日（木）
- (2) 実施校 8校（小学校3校、中学校3校、高等学校2校）
- (3) 参加人数 170人（小学生66人、中学生83人、高校生21人）



意見交換会の様子

### 2 読書を考える子ども市民会議

平成26年11月22日（土）に意見交換会を行った学校の代表者が参加し、「読書を考える子ども市民会議」と題して、読書活動推進について意見交換をするとともに、年代や学校を超えて、子どもたち同士の交流を行いました。

#### (1) 合同意見交換会

各校からの代表の13人が「子ども市民会議委員」に委嘱され、各校から出された読書推進に関するアイデアについて、議論しました。

#### (2) 図書館クイズツアー

合同意見交換会終了後に、図書館の資料を使ってクイズを解きながら館内を見学するツアーを実施しました。普段見られない地下の書庫も見学しました。



たくさんの意見が出されました

## 資料6 パブリックコメント手続

市民の皆さまのご意見を取り入れた計画とするため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。また、主に子どもを対象とした計画であるため、一般用資料のほかに小学生・中学生用資料も作成し、キッズコメントとして、小学生及び中学生からの意見も募集しました。

いただいたご意見を受けて、当初の計画案から6項目修正しました。特に小学生・中学生から多くいただいた読書活動推進のためのアイデアについては、具体的な取組を行う際の参考にします。

### 1 意見募集の概要

#### (1) 意見募集期間

平成27年(2015年)10月1日(木)から10月30日(金)まで

#### (2) 意見提出方法

郵送、持参、ファクス、電子メール、ホームページの入力フォームからの送信

#### (3) 資料の配布場所

##### ア パブリックコメント(一般用)資料

- ・中央図書館、地区図書館等の各図書施設
- ・市役所2階市政刊行物コーナー
- ・各区役所総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌駅前通地下歩行空間(北3条広場(東)、北大通広場(西))
- ・市民活動サポートセンター

※ 別途、市立小・中・高等学校に配布

##### イ キッズコメント(小学生・中学生用)資料

- ・中央図書館、地区図書館等の各図書施設
- ・市役所2階市政刊行物コーナー
- ・各区役所総務企画課広聴係
- ・各児童会館

※ 別途、市立小・中学校に配布

#### (4) 意見募集の周知方法

ア 広報さっぽろ平成27年10月号に掲載

イ 札幌市公式ホームページに掲載

ウ 市長記者会見での周知(平成27年9月24日)

エ 札幌駅前通地下歩行空間の大型ビジョン放映(平成27年10月3日~30日)

オ さっぽろ市民参加メールマガジンでの情報発信(平成27年10月9日)

## 2 パブリックコメント（一般からの意見）の内訳

### (1) 意見提出者数・件数・修正箇所

- ア 意見提出者数：17人
- イ 意見数：30件
- ウ 修正箇所：4項目

### (2) 意見提出者の提出方法の内訳

区分	郵送	持参	ファクス	電子メール	ホームページ	その他	合計
提出者数	4人	1人	3人	0人	2人	7人	17人
意見数	14件	1件	3件	0件	4件	8件	30件

### (3) 意見内容の内訳（計画案の構成に沿って分類）

分類	件数(件)	構成比(%)
全体に対する意見	1	3.3
第1章 計画の策定にあたって	0	0.0
第2章 子どもの読書活動の現状と課題	1	3.3
第3章 計画の基本的な考え方	1	3.3
第4章 子どもの読書活動推進のための方策	26	86.7
第1節 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実	(13)	(43.3)
第2節 子どもの読書活動に関する普及・啓発	(2)	(6.7)
第3節 子どもの読書環境の充実	(11)	(36.7)
第5章 計画の効果的な推進	0	0.0
資料編	1	3.3
その他の意見	0	0.0
合計	30	100.0

※構成比の値は四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

## 3 キッズコメント（小学生・中学生からの意見）の内訳

### (1) 意見提出者数・件数・修正箇所

- ア 意見提出者数：397人
- イ 意見数：570件
- ウ 修正箇所：2項目

### (2) 意見提出者の年代別内訳

学年	小学生						中学生			不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
提出者数	0人	3人	8人	8人	63人	121人	38人	86人	55人	15人	397人
意見数	0件	4件	11件	15件	83件	168件	62件	134件	83件	10件	570件

## (3) 意見提出者の提出方法の内訳

区分	郵送	持参	ファクス	電子メール	ホームページ	その他	合計
提出者数	64人	4人	20人	1人	0人	308人	397人
意見数	99件	7件	29件	2件	0件	433件	570件

## (4) 意見内容の内訳（計画案の構成に沿って分類）

分類	件数(件)	構成比(%)
全体に対する意見	28	4.9
第1章 計画の策定にあたって	0	0.0
第2章 子どもの読書活動の現状と課題	5	0.9
第3章 計画の基本的な考え方	1	0.2
第4章 子どもの読書活動推進のための方策	492	86.3
第1節 子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の充実	(206)	(36.1)
第2節 子どもの読書活動に関する普及・啓発	(124)	(21.8)
第3節 子どもの読書環境の充実	(162)	(28.4)
第5章 計画の効果的な推進	0	0.0
資料編	0	0.0
その他の意見	44	7.7
合計	570	100.0

※構成比の値は四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

## 資料7 関係法令等

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

#### (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### **(都道府県子ども読書活動推進計画等)**

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### **(子ども読書の日)**

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### **(財政上の措置等)**

第11条 国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### **附 則**

この法律は、公布の日から施行する。

## 札幌市子どもの読書を考える市民会議設置要綱

平成 26 年 5 月 26 日 教育長決裁

### (設置及び目的)

第 1 条 第 3 次札幌市子どもの読書活動推進計画の策定にあたり、広く市民の意見を得て、札幌市にふさわしい子どもの読書活動のあり方について検討していくことを目的に「札幌市子どもの読書を考える市民会議（以下「市民会議」等）を設置する。

### (役割)

第 2 条 市民会議は、第 3 次札幌市子どもの読書活動推進計画策定にあたり、意見を述べるものとする。

### (組織)

第 3 条 市民会議は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、子どもの読書活動に関する民間団体、市の公募に応じた市民その他教育長が適当と認めるもののうちから教育長が委嘱する。

3 委員の公募については、別途定める公募要領に基づき行う。

### (委嘱期間)

第 4 条 委員の委嘱期間は平成 26 年 9 月から平成 27 年 3 月末とする。

2 ただし、第 3 次札幌市子どもの読書活動推進計画策定への意見を取りまとめたときをもって、委嘱を解かれたものとみなす。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 市民会議に委員長 1 人、副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 会議は委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (庶務)

第 7 条 市民会議の庶務は、教育委員会中央図書館運営企画課において行う。

### (その他)

第 8 条 上記に定めるもののほか、市民会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

### 付則

この要綱は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

## 札幌市子どもの読書活動推進計画策定会議設置要綱

平成 26 年 5 月 19 日 教育長決裁

### (設置)

第 1 条 札幌市子どもの読書活動推進計画を策定するにあたり、計画の具体的取組を実施する所管課等が緊密に連携し、札幌市にふさわしい子どもの読書活動のあり方について検討することを目的として、「札幌市子どもの読書活動推進計画策定会議」（以下「策定会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 策定会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議する。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の方針の決定に関すること
- (2) 子どもの読書活動推進計画策定において必要な関係部局間相互の調整に関すること
- (3) 子どもの読書活動推進計画における進捗状況の把握に関すること
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第 3 条 策定会議に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、中央図書館長とする。
- 3 委員は、別表 1 に掲げる職にある者、その他委員長が必要と認める者を持って充てる。

### (委員長等の職務)

第 4 条 委員長は、策定会議を代表し、策定会議の事務を総括する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (幹事会)

第 5 条 策定委員会の審議に付すべき事項、その他推進会議の所掌事務について必要な調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、教育委員会中央図書館運営企画課長をもって充てる。
- 4 幹事は別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じて関係する職にある者を幹事に追加し、又は関係する職にある者に幹事会への出席を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第 6 条 幹事会は、第 2 条各号に規定する事項のうち実務的な事項を調査研究し、又は協議させるため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じて、関係する職にある者にワーキンググループへの出席を求めることができる。

### (会議)

第 7 条 推進会議は、必要の都度委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係する職にある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 ワーキンググループは、幹事長が指名したグループリーダーが招集する。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、教育委員会中央図書館運営企画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	保) 障がい保健福祉部長 母子保健・歯科保健担当部長 子) 子ども育成部長 子育て支援部長 教) 生涯学習部長 学校施設担当部長 学校教育部長 児童生徒担当部長 中央図書館長
----	---

別表2 (第5条関係)

幹事	保) 障がい保健福祉部身体障害者更生相談所長 保健所母子保健担当課長 子) 子ども育成部子ども企画課長 子育て支援部子育て支援総合センター担当課長 教) 生涯学習部生涯学習推進課長 生涯学習部学校施設課長 学校教育部教育課程担当課長 学校教育部研修担当課長 幼児教育センター担当課長 中央図書館運営企画課長 中央図書館調整担当課長 中央図書館利用サービス課長 中央図書館調査担当課長
----	---



表紙のイラストは、札幌市子どもの読書活動推進計画のシンボルマークとして、第2次計画策定時に制作されました。背の方向から見た本の形の親子を表しており、洋服部分は「BOOK」と読めるようになっています。

第3次札幌市子どもの読書活動推進計画  
**さっぽろっこ読書プラン**

～未来を拓くさっぽろの子どもたち～

平成27年(2015年)11月

---

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課  
〒064-8516 札幌市中央区南22条西13丁目1-1  
TEL : 011-512-7330 FAX : 011-512-7110  
ホームページ : <http://www.city.sapporo.jp/toshokan/>

SAPP  
RO



さっぽろ市  
01-S03-15-1697  
27-2-120